

## 「デザイン経営実装プログラム」クリエイティブ共創型生産性向上支援事業 審査要領

クリエイティブ共創型生産性向上支援事業における支援企業の審査については、この要領により行うものとする。

### 1 審査方針

審査に当たっては、この事業が県内企業の経営課題を経営コンサルティング視点とクリエイティブの視点をかけ合わせ、多角的に可視化等及び県内クリエイターとの共創による生産性向上（高付加価値化・効率化等）にチャレンジすることを支援し、の持続的な経営基盤の強化を図るため、その効果が十分に発揮されるよう審査するものとする。

### 2 審査方法

(1) 審査方法は、一次審査を書類審査、二次審査を経営課題可視化支援チームによる書類審査とする。

(2) 審査は、審査表（別紙1、別紙2）に基づき行う。

### 3 審査会

(1) 審査会は、産業政策課、統括クリエイター、中小企業診断士、本事業のディレクション業務を担う民間企業により構成する。

(2) 産業政策課長が必要と認める者を審査員として加えることができる。

### 4 選定

(1) 一次審査では、別紙1において全てのチェック項目に該当し、かつエントリー内容について、事業趣旨との著しい乖離や不可解な点が無いと審査員が判断した企業を選定する。

(2) 二次審査では、各審査員の合計点数を合算した全体の合計点数（以下「全体合計点数」という。）が高い者から順に、支援企業を5社（想定）選定する。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、選定しない。

ア 全体合計点数が、満点の6割に達していない者

イ 審査項目別の合計点数の中に、満点の6割に達していない審査項目がある者

ウ 「佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱」第6条第1項（別表第1のア該当）に規定する排除措置対象法人等に該当する者

(3) 一次審査の選定企業は、産業政策課長が最終決定する。

### 5 その他

審査の経過等については、申請者本人も含め公表しないものとする。